

国民健康保険料等の負担を軽減

非自発的失業者の保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険（国保）加入者の保険料を軽減します。軽減を受けるには、申請が必要です。

- 対象 次のすべての要件を満たす人
- ・離職時点65歳未満
 - ・雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定された人

※特定受給資格者と特定理由離職者の確認は、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知に記載されている離職年月日と離職理由コード（表）で確認できます。

■軽減方法 失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。

※給与所得以外の所得や失業者本人以外の国保加入者の給与所得は対象外です。

■軽減期間 離職日翌日の属する月から翌年度末の間

（例）令和5年3月31日から令和6年3月30日までに失業した人
国保料＝離職日翌日の属する月から令和7年3月まで

高額療養費負担限度額等＝離職月の翌月から令和7年7月まで
※他の健康保険への加入等により、国保の資格を喪失した時点で軽減終了。

■手続きに必要なもの マイナンバーカード、国民健康保険証または資格確認書、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知

なる場合があります。

一部負担金の減免

国保加入者が、医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

■減免期間 原則年間3カ月以内（医師の意見書により最大6カ月まで延長可）

■手続きに必要なもの マイナンバーカード、国民健康保険証または資格確認書、加入者全員の収入状況等を証明できる書類（給与支払証明書など）、通帳全て、家賃がわかるもの（賃貸のみ）

※要件など詳しくは、お問い合わせください。

高額医療費貸付金

国保加入者が医療機関で1カ月に支払う一部負担金が多く高額療養費が発生する場合、高額療養費が支給されるまでの間、その金額を貸し付けます。

※貸付金の償還は、高額療養費の充当により行います。

■手続きに必要なもの マイナンバーカード、国民健康保険証または資格確認書、医療費の領収書

医療費のお知らせを発送します

■医療費通知の発送時期

発送月	6月	9月	12月	2月
診療月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月

国民健康保険加入者の皆さんにご自身の治療等にかかった医療費の確認ができる「医療費のお知らせ」を年4回送付しています。

10月～12月診療分は、2月下旬に発送しますので、ご確認ください。

※左表の診療月は「医療費のお知らせ」を

行した時点で、医療機関等より請求を受けた分の情報を元に作成しています。請求が遅れた場合は、この限りではありません。

※発行日以降に資格等の変更があった場合、修正の通知は発行しておりません。

☎国保医療課国保年金係（☎983-2962）

住宅耐震改修工事で固定資産税を減額

住宅の耐震改修工事を実施した場合、当該家屋の固定資産税額を減額します。

■減額要件

- ▶昭和57年1月1日以前から存在する住宅である
- ▶令和8年3月31日までに現行の耐震基準に適合した改修工事を行い、改修費用が50万円を超えるもの

■減額期間 改修工事が完了した年の翌年度から、次の家屋の固定資産税額を減額します。

▶令和8年3月31日までに改修工事が完了＝1年間

▶通行障害既存耐震不適格建築物に該当する家屋の改修工事が完了＝2年間

■減額する額 1戸あたり120㎡の床面積相当分までの固定資産税額の2分の1相当額を減額（改修により、認定長期優良住宅に該当した場合は3分の2相当額）

■申請方法 改修工事が完了後3カ月以内に、次の書類を提出してください。

▶住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額申告書

▶地方公共団体・建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行した耐震基準に適合した家屋であることを示す証明書

▶工事関係書類（工事明細書や領収書の写しなど）

※認定長期優良住宅に該当する場合は認定通知書の写しも提出してください。

※申請書にマイナンバーの記載が必要となるため、マイナンバーと本人確認書類（運転免許証など）を提示してください（郵送の場合は写しを同封）。

※耐震改修軽減は、熱損失防止改修軽減またはバリアフリー改修軽減との併用不可。また、バリアフリー改修や熱損失防止改修を実施し、その改修が一定の条件に当てはまる場合、固定資産税が減額されます。詳しくはお問い合わせください。

☎税務課資産税係（☎983-2480）

市税等の納付は便利な口座振替のご利用を

国民健康保険料（第9期分）の納期限は2月28日（金）です。納期限までに市税等取扱金融機関、コンビニ、スマホ決済（PayPay、LINE Pay、au PAY、d払い）、市役所で納付してください。

口座振替の申し込みは、口座振替依頼書を市税等取扱金融機関（金融機関に同依頼書がない場合あり）や担当課へ提出してください。ゆうちょ銀行の口座振替は直接、ゆうちょ銀行へ申し込みください。

※納期限までに納付がない場合は督促状（督促手数料100円を加算）を送付し、京都府と京都市を除く府内25市町村で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管します。

☎市税に関すること＝税務課市民税係（☎983-2481）、国民健康保険料に関すること＝国保医療課国保年金係（☎983-2962）